

市営住宅内環境整備(剪定)仕様書及び箇所（寝屋川東住宅）

- ※1 本委託場所は住宅であるため、住民の安全及び環境にも配慮し、施工を行うこと。
- ※2 剪定に必要な高所作業車等は、本委託に含む。
- ※3 剪定した枝葉類の運搬・処分は、本委託に含む。
- ※4 剪定後における周辺の清掃も本業務に含む。
- ※5 風などの影響で問題があると思われる樹木には、補強などの対策も本委託に含む。
- ※6 その他、疑義が生じた場合には、担当職員と協議の上、決定するものである。
- ※7 各箇所年1回程度行うものとする。

